

○高知県警察古物営業事務取扱規程

平成7年10月25日

高知県警察本部訓令第19号

改正 平成12年2月28日高知県警察本部訓令第2号
平成15年9月1日高知県警察本部訓令第19号
平成20年2月25日高知県警察本部訓令第3号
平成24年6月8日高知県警察本部訓令第20号
平成30年10月24日高知県警察本部訓令第12号
平成31年2月18日高知県警察本部訓令第3号
令和元年12月10日高知県警察本部訓令第3号
令和2年3月31日高知県警察本部訓令第8号

警察本部
警察署

(趣旨)

第1条 この規程は、古物営業法(昭和24年法律第108号。以下「法」という。)、古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「規則」という。)及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。)並びに部課長及び署長事務専決規程(昭和42年12月本部訓令第25号)による署長の事務について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成20年本部訓令第3号〕

(古物営業の許可)

第2条 署長は、法第5条第1項及び規則第1条の3の規定による古物商又は古物市場主の許可申請書を受理したときは、申請書及び添付書類の記載内容について審査の上、別記第1号様式の古物営業許可申請に対する調査書(以下「古物営業許可調査書」という。)の各事項について調査しなければならない。

2 署長は、前項の調査の結果、支障がないと認めるときは許可を専決し、別記第2号様式の古物営業正許可台帳(以下「正許可台帳」という。)の作成及び警察庁情報管理システムによる古物営業管理業務(以下「古物システム」という。)への登録を行い、申請書副本に古物システムから出力した資料(以下「出力資料」という。)を添えて本部長に報告しなければならない。この場合において、申請書副本の上部には処理結果を記載しておくものとする。

3 管内にその他の営業所等(主たる営業所又は古物市場以外の営業所又は古物市場をいう。以下同じ。)がある署長(以下「その他の営業所等管轄署長」という。)は、古物システムの登録情報を基に別記第3号様式の古物営業副許可台帳(以下「副許可台帳」という。)を作成し、出力資料と共に保管するものとする。

4 署長は、第1項による調査の結果、許可することに疑義のあるもの又は許可できないと認められるものについては、当該申請書副本に古物営業許可調査書等の関係書類を添え、かつ、意見を付して速やかに本部長に報告しなければならない。

一部改正〔平成30年本部訓令12号・令和元年3号・2年8号〕

(許可証の再交付)

第3条 署長は、法第5条第4項及び規則第4条第1項の規定による許可証の再交付申請書を受理したときは、申請書の記載内容について審査し、事実と相違ないと認めたときは新たな許可証の作成及び古物システムへの登録を行い、新たな許可証の異動事項欄に再交付した旨等を記入して交付するとともに、申請書副本の上部に処理結果を記載の上、出力資料を添えて速やかに本部長に報告しなければならない。

一部改正〔令和2年本部訓令8号〕

(許可証の書換え)

第4条 署長は、法第7条第5項の規定による許可証の書換申請書を受理したときは、申請書及び添付書類の記載内容について審査し、事実と相違ないと認めるときは当該許可証の記載内容を書き換えるとともに、許可証の異動事項欄に書換え事項等を記入して交付するものとする。

一部改正〔令和2年本部訓令8号〕

(変更の届出)

第5条 署長は、法第7条第1項又は第2項の規定による変更届出書(前条の許可証の書換えに伴う変更の届出を含む。)を受理したときは、届出書及び添付書類の記載内容について審査し、事実と相違ないと認めたときは当該変更に係る正許可台帳を整理及び古物システムへの登録を行い、届出書副本の上部に処理結果を記載の上、出力資料を添えて速やかに本部長に報告しなければならない。この場合において、法第7条第1項の規定による届出については、当該変更しようとする日の3日前までに行われていることを確認し、当該届出に係る古物システムへの登録は当該変更しようとする日の前日までに行わなければならない。

2 前項の変更届出書の内容が他署管内の営業所又は古物市場に係るものである場合は、当該署に対し古物システムにより通知がなされるため、通知を受けた署長は、通知された情報を基に許可台帳を整理するとともに、出力資料を保管するものとする。

3 署長は、法第8条の2第1項各号に掲げる事項についての変更の届出を受理した場合において、その主たる営業所を管轄する公安委員会が原許可公安委員

会と異なるときは、生活安全企画課を経由して原許可公安委員会に当該変更の届出を受理した旨を連絡するものとする。

- 4 署長は、第1項の審査の結果、法第4条各号のいずれかに該当するものであると認められる場合は、法第6条の規定による許可の取消しの上申、法第23条の規定による指示の上申等必要な措置を行わなければならない。

一部改正〔平成30年本部訓令12号・令和元年3号・2年8号〕

(許可証の返納)

第6条 署長は、法第8条第1項又は第3項及び規則第7条の規定による返納理由書を受理したときは、当該許可証を廃棄して正許可台帳の整理及び古物システムへの登録を行うとともに、返納理由書副本の上部に処理結果を記載の上、出力資料を添えて速やかに本部長に報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、他署管内にその他の営業所等があるときは、古物システムによりその他の営業所等管轄署長に通知がなされるため、当該通知を受けたその他の営業所等管轄署長は、通知された情報を基に副許可台帳を整理するものとする。

一部改正〔令和2年本部訓令8号〕

(競り売りの届出)

第7条 署長は、法第10条及び規則第8条の規定による競り売り届出書を受理したときは、その記載内容について審査し、事実と相違ないと認めたときは別記第4号様式の古物競りあっせん業届出台帳(以下「届出台帳」という。)の作成及び古物システムへの登録を行うとともに、届出書副本の上部に処理結果を記載し、出力資料を添えて速やかに本部長に報告しなければならない。この場合において、古物システムへの登録は、当該競り売りをしようとする日の前日までに行わなければならない。

一部改正〔令和2年本部訓令8号〕

(古物競りあっせん業者営業開始等届出)

第8条 署長は、法第10条の2第1項及び規則第9条の2の規定による古物競りあっせん業者営業開始届出書を受理したときは、届出書及び添付書類の記載内容について審査し、事実と相違ないと認めたときは、届出台帳を作成し、かつ、届出書副本の上部に処理結果を記載して速やかに本部長に報告しなければならない。

- 2 署長は、法第10条の2第2項の規定による廃止届出書を受理したときは、当該廃止に係る届出台帳を整理し、届出書副本の上部に処理結果を記載して速やかに本部長に報告しなければならない。

- 3 署長は、法第10条の2第2項の規定による変更届出書を受理したときは、届

出書及び添付書類の記載内容について審査し、事実と相違ないと認めたときは当該変更に係る届出台帳を整理し、届出書副本の上部に処理結果を記載して速やかに本部長に報告しなければならない。この場合において、当該変更届出書の内容が営業の本拠となる事務所の所在地を他の公安委員会の管轄に変更しようとするものであるときは、届出書副本に關係書類を添えて本部長に報告するものとする。

一部改正〔平成30年本部訓令12号・令和2年8号〕

(管理者の解任勧告)

第9条 署長は、法第13条第4項の規定により古物商又は古物市場主に対し、当該管理者の解任勧告をする必要があると認めるときは、別記第5号様式の管理者解任勧告上申書に疎明資料を添え、公安委員会に上申するものとする。

旧10条を繰上〔令和2年本部訓令8号〕

(仮設店舗における営業の届出)

第10条 署長は、法第14条第1項ただし書及び規則第14条の2の規定による仮設店舗営業届出書を受理したときは、その記載内容について審査し、当該仮設店舗において古物営業を営む日時及び場所が十分に特定されていること並びに当該営業を営む日から3日前までに届出が行われていることを確認の上、古物システムへの登録を行うとともに、届出書副本の上部に処理結果を記載し、出力資料を添えて速やかに本部長に報告しなければならない。この場合において、古物システムへの登録は、当該仮設店舗において営業を営む日の前日までに行わなければならない。

追加〔平成30年本部訓令12号〕、旧10条の2を一部改正し繰上〔令和2年本部訓令8号〕

(差止め)

第11条 署長は、法第21条の規定による古物の保管を命ずるときは、別記第6号様式の物品保管命令書を2通作成し、1通を当該古物商に交付し、他の1通を編てつして物品保管命令台帳として署に保管するものとする。

2 署長は、前項の保管命令を取り消したときは、別記第7号様式の物品保管命令取消書を速やかに当該古物商に交付し、物品保管命令台帳の当該命令書にその旨朱書するものとする。

(認定)

第12条 署長は、次に掲げる申請書を受理したときは、申請書及び添付書類の記載内容について審査の上、別記第8号様式の外物競りあっせん業者認定申請に対する調査書又は別記第9号様式の外国古物競りあっせん業者認定申請に対する調査書(以下「認定申請調査書」という。)の各事項について調査しなければ

ならない。

(1) 法第21条の5及び規則第19条の4に基づく古物競りあっせん業者認定申請

(2) 法第21条の6及び規則第19条の11に基づく外国古物競りあっせん業者認定申請

2 署長は、前項の調査の結果、支障がないと認めるときは認定を専決し、別記第10号様式の古物競りあっせん業者認定通知書又は別記第11号様式の外国古物競りあっせん業者認定通知書を申請者に交付するとともに、別記第12号様式の古物競りあっせん業者認定台帳又は別記第13号様式の外国古物競りあっせん業者認定台帳(以下「認定台帳」という。)を作成し、かつ、申請書副本の上部に処理結果を記載して速やかに本部長に報告しなければならない。

3 署長は、第1項による調査の結果、認定することに疑義のあるもの又は認定できないと認められるものについては、当該申請書副本に認定申請調査書等の関係書類を添え、かつ、意見を付して速やかに本部長に報告しなければならない。

一部改正〔平成30年本部訓令12号〕

(認定古物競りあっせん業者に係る変更の届出)

第13条 署長は、規則第19条の9に基づく変更届出書又は業務実施方法変更届出書を受理したときは、届出書及び添付書類の記載内容について審査し、事実と相違ないと認めるときは当該変更に係る認定台帳を整理し、届出書副本の上部に処理結果を記載して速やかに本部長に報告しなければならない。

(認定外国古物競りあっせん業者に係る廃止等の届出)

第14条 署長は、規則第19条の13第1項に基づく廃止届出書を受理したときは、当該廃止に係る認定台帳を整理し、届出書副本の上部に処理結果を記載して速やかに本部長に報告しなければならない。

2 署長は、規則第19条の13第1項に基づく変更届出書又は業務実施方法変更届出書を受理したときは、届出書及び添付書類の記載内容について審査し、事実と相違ないと認めるときは当該変更に係る認定台帳を整理し、届出書副本の上部に処理結果を記載して速やかに本部長に報告しなければならない。

(競りの中止)

第15条 署長は、法第21条の7に基づく競りの中止を命ずるときは、規則第19条の15に規定する競りの中止命令書を2通作成し、1通を古物競りあっせん業者に交付し、他の1通を編てつして競りの中止命令台帳として署に保管するものとする。

(認定の取消し)

第16条 署長は、法第21条の5第4項及び規則第19条の10又は法第21条の6第2項及び規則第19条の14に基づく認定の取消しを命ずる必要があると認めるときは、別記第14号様式 of 古物競りあっせん業者認定取消上申書に疎明資料を添え、公安委員会に上申するものとする。

一部改正〔平成30年本部訓令12号〕

(指示)

第17条 署長は、法第23条の規定により古物商又は古物市場主に対し指示をする必要があると認めるときは、別記第15号様式 of 古物営業指示上申書に疎明資料を添え、公安委員会に上申するものとする。

(営業の停止等)

第18条 署長は、法第24条の規定により古物商又は古物市場主に対し許可の取消し又は営業の停止を命ずる必要があると認めるときは、別記第16号様式 of 古物営業行政処分上申書に疎明資料を添え、公安委員会に上申するものとする。

一部改正〔平成30年本部訓令12号〕

(他の公安委員会に通知を要する違反報告)

第19条 署長は、他の公安委員会の許可に係る古物商若しくは古物市場主又は他の公安委員会の認定に係る古物競りあっせん業者若しくは外国古物競りあっせん業者に関する次に掲げる違反を認めるときは、前2条の規定に準じて本部長に報告するものとする。

(1) 法第23条の規定による指示

(2) 法第24条の規定による許可の取消し又は営業の停止

(3) 規則第19条の10又は規則第19条の14の規定による認定の取消し

一部改正〔平成30年本部訓令12号〕

(疑わしい取引の届出)

第20条 署長は、犯罪収益移転防止法第8条第1項の規定による疑わしい取引の届出があった場合は、届出書(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第16条第1項の規定に基づき犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第25条に定める届出書をいう。この条において同じ。)について審査し、届出書の内容に不備がないと認めるときは、当該届出書をもって速やかに本部長に報告しなければならない。

追加〔平成20年本部訓令3号〕、一部改正〔平成30年本部訓令12号〕

(是正命令)

第21条 署長は、犯罪収益移転防止法第18条の規定により古物商又は古物市場主に対し是正命令をする必要があると認めるときは、別記第17号様式 of 是正命令

上申書に疎明資料を添え、公安委員会に上申するものとする。

追加〔平成20年本部訓令3号〕、一部改正〔平成30年本部訓令12号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成7年10月25日から施行し、同月18日から適用する。

(旧規程の廃止)

- 2 高知県警察古物営業事務取扱規程(昭和40年5月本部訓令第10号)は、廃止する。

附 則(平成12年2月28日高知県警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年9月1日高知県警察本部訓令第19号)

この訓令は、平成15年9月1日から施行する。

附 則(平成20年2月25日高知県警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

附 則(平成24年6月8日高知県警察本部訓令第20号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成30年10月24日高知県警察本部訓令第12号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年10月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 署長は、古物営業法の一部を改正する法律(平成30年法律第21号)附則第2条第1項及び古物営業法施行規則の一部を改正する規則(平成30年国家公安委員会規則第14号)附則第2項の規定による主たる営業所等届出書を受理したときは、届出書の記載内容について審査し、事実と相違ないと認めたときは当該届出に係る正許可台帳を整理し、届出書副本の上部に処理結果を記載して速やかに本部長に報告しなければならない。

- 3 署長は、前項の届出内容中県内の他署管内の営業所等に係る事項がある場合は、届出書正本の写しを営業所等管轄署長に送付するものとする。この場合において、当該写しの送付を受けた営業所等管轄署長は、当該営業所等の副許可台帳を整理するものとする。

- 4 2以上の公安委員会の管轄区域内に営業所等を有する古物商又は古物市場主から第1項に規定する届出書を受理したとして、当該届出書の写しの送付を受けた営業所等管轄署長は、当該営業所等の正許可台帳又は副許可台帳を整理するものとする。

附 則(平成31年2月18日高知県警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成31年2月19日から施行する。

附 則(令和元年12月10日高知県警察本部訓令第3号)

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和2年3月31日高知県警察本部訓令第8号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(別記様式省略)